

添付書類

第 6 2 期

報 告 書

〔 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで 〕

東京中小企業投資育成株式会社

事業報告

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点を迎えました。

こうした中、当社は中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業政策実施機関として、中小企業に対する投資・育成事業を行ってまいりました。

以下、当事業年度の活動実績についてご報告いたします。

投資業務では、金融機関及び税理士等との緊密な連携を通じ、中小企業の多様な課題にマッチした資本政策を提案することで、幅広いニーズを有する中小企業に利用機会を提供しました。

その結果、当事業年度の新規投資は30社、再投資は21社となり、その合計金額は21億3千7百万円となりました。また、設立以来の投資累計は2,554社、年度末における投資残高は1,201社、486億2千6百万円です。

育成業務では、中小企業の長期的な成長を支援するため、投資先企業を取り巻く経営環境の変化をいち早く察知し、投資先の成長発展にとって真に必要なことを投資先経営者と一緒に考え、企画・提案し、実行しました。また、投資育成3社の連携を図り、投資先3,000社のネットワークを1社1社の投資先の成長促進、課題解決に生かせるよう、投資育成3社合同のセミナー・視察会の開催、ビジネスマッチング等の支援に取り組みました。

次に、当事業年度の決算内容についてご報告いたします。

当事業年度の決算は、営業収益は130億5千4百万円、当期純利益は80億7千6百万円となりました。

投資先企業数の増加や投資先企業における経営努力の結果、インカムゲイン（投資育成株式配当金及び投資育成新株予約権付社債利息）は前期比5億7百万円増加の、46億5千1百万円となりました。また、一般管理費は前期比1億3千8百万円の増加となったものの、当社が重要な経営指標と考えているプライマリーバランス（当社の基本的な収益であるインカムゲインから一般管理費を控除した値）は前期比3億6千8百万円増加の21億6千7百万円を確保しました。

一方、株式売却益は、大型の売却案件があったことから、前期比 58 億 7 千 6 百万円増加の 83 億 2 千 7 百万円となり、営業利益は前期比 60 億 6 千 9 百万円増加の 102 億 6 百万円となりました。

営業外収益に事務所賃貸収入等を計上し、経常利益は 104 億 6 百万円、当期純利益は 80 億 7 千 6 百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、国の中小企業政策の一翼を担う機関として、引き続き中小企業の成長発展を支援してまいります。

投資業務では、より多くの中小企業に投資育成制度を行きわたらせ、日本経済を支える中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図ります。中小企業支援機関等との連携強化や認知度向上施策の実施に尽力し、地域の中小企業にあまねく利用機会を提供するとともに、積極的な育成活動を契機に投資先への追加投資ニーズに応えていきます。

育成業務では、各企業の外部環境及び個別の企業内容を深く理解する長期安定株主として、投資先企業に寄り添い、経営者を支えるパートナーとなり、透明かつ公正な健全経営を伴走支援します。具体的には、情報提供等で投資先の経営者との面談機会を増やし、抱える経営課題を深掘りし、各社ごとの育成支援につなげてまいります。また、投資育成グループの総合力を生かすため、社内・投資育成 3 社間で横の連携を図り、「投資育成が株主で良かった」と実感してもらえるよう、投資先の成長への貢献に引き続き取り組みます。

今後も、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、我が国経済の活力の維持及び強化に貢献するため、中小企業政策実施機関として多くの中小企業を支援すべく、引き続き努力をして取り組んでまいります。

(3) 会社法施行規則第120条第1項第5号に定める設備投資・資金調達等の状況
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当社の経営指標等

区 分	第59期 令和3年度	第60期 令和4年度	第61期 令和5年度	第62期 令和6年度 (当期)
営業収益 (百万円)	4,436	8,994	6,687	13,054
当期純利益 (百万円)	2,652	5,937	3,880	8,076
1株当たり当期純利益 (円)	4,195.03	9,389.69	6,136.74	12,772.33
総資産 (百万円)	116,377	120,024	132,163	136,747
(内、投資育成株式) (百万円)	(82,441)	(81,180)	(91,724)	(88,053)
(内、投資育成新株予約権付社債) (百万円)	(442)	(799)	(839)	(773)
純資産 (百万円)	103,538	107,534	117,248	121,216

(注) 営業収益及び当期純利益の変動は、主として投資育成株式の売却損益及び投資育成株式等の投資損失引当金計上額の多寡によるものです。

(5) 主要な事業内容

中小企業の設立に際して発行される株式の引受け・保有及び中小企業の発行する増資新株、新株予約権、新株予約権付社債等の引受け・保有並びに投資先企業に対する経営又は技術の指導

(6) 主要な営業所

本社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢
94名	5名増	41歳11ヶ月

(注) 従業員数は当社から社外への出向者、派遣社員を除き、社外から当社への出向者、定年退職後再雇用者を含めています。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の総数

発行可能株式総数	695,000 株
発行済株式総数	632,340 株

(2) 株主数 108 名

(3) 大株主

(令和7年3月31日現在)

株主名	持株数	出資比率	当社の当該株主への出資状況	
			持株数	出資比率
東京都	株	%	株	%
東 京 都	78,000	12.34	—	—
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	52,000	8.22	—	—
東京商工会議所	34,270	5.42	—	—
公益財団法人全国中小企業振興機関協会	32,167	5.09	—	—
株式会社三菱UFJ銀行	31,617	5.00	—	—
株式会社きらぼし銀行	31,617	5.00	—	—
株式会社千葉銀行	31,617	5.00	—	—
株式会社みずほ銀行	31,615	5.00	—	—
株式会社りそな銀行	31,600	5.00	—	—
株式会社三井住友銀行	23,170	3.66	—	—

(4) 株主構成

(令和7年3月31日現在)

株 主	株主数	株式数	出資比率
	名	株	%
1. 地方公共団体	18	137,500	21.74
2. 中小企業支援機関	2	66,437	10.51
3. 金融機関	59	305,283	48.28
4. 保険会社	15	50,340	7.96
5. 事業会社	14	72,780	11.51
合 計	108	632,340	100.00

(5) 資本金の推移

(単位：百万円)

		増資額	資本金
設 立 時			2,500.0
昭和43年度	43年10月1日	100.0	2,600.0
昭和44年度	44年8月1日	300.0	2,900.0
	45年3月1日	85.0	2,985.0
昭和45年度	45年12月1日	35.0	3,020.0
昭和46年度	46年12月1日	331.5	3,351.5
昭和47年度	47年12月28日	442.0	3,793.5
昭和48年度	49年3月1日	220.0	4,013.5
昭和49年度	49年11月1日	466.5	4,480.0
昭和50年度	51年1月15日	520.0	5,000.0
昭和57年度	57年6月1日	1,673.4	6,673.4

(注) 本会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受ける必要があります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和7年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況
安藤 久佳	代表取締役社長	(株)ニトリホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (株)豆蔵デジタルホールディングス 社外取締役 丸紅(株) 社外取締役
田中 保行	取締役	
坂巻 政一郎	取締役	
木下 和典	取締役	
菅谷 貴子	取締役	ライオン(株) 社外取締役 極東証券(株) 社外取締役
西澤 順一	取締役	常磐興産(株) 代表取締役会長 東京建物(株) 社外取締役
丸山 孝則	常勤監査役	
石田 徹	監査役	三井金属鉱業(株) 社外取締役 (監査等委員) 山九(株) 社外取締役
竹本 雅則	監査役	千代田インテグレ(株) 社外取締役

(注1) 取締役菅谷貴子及び取締役西澤順一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役丸山孝則及び監査役石田徹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を制定しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制及びその運用状況

当社は、会社法に基づく株式会社であり、中小企業投資育成株式会社法（以下、「投資育成会社法」という。）に定められた事業目的の達成に向けて、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することが、経営の重要課題であると認識している。

事業の運営状況等については、投資育成会社法に定められた経済産業大臣による監督を受けるとともに、同大臣に対する報告・届出を行う。

平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で定められた情報を、インターネット上で開示する。

コンプライアンスに関する諸規則等を定めるとともに周知し、取締役・使用人の職務執行が法令・定款の規定から逸脱することなく、内部統制が適切に機能するように体制を整備する。

業務全般にわたる運営の適正性、有効性を検証し、業務処理等の問題点の発見・指摘や改善方法を提言することを目的として、社長直轄の内部監査担当を任命する。

「公益通報者保護法」に基づき、社外の法律事務所を通報先に加えて通報者の匿名性を保護する内部通報制度を設け、違法な業務執行を未然に防止する体制整備を図る。

暴力団などの反社会的勢力とは断固として対決し、取引関係を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当・不法な要求には応じず裏取引や資金提供は一切行わない。また、反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携の上、毅然とした対応をとるなど、これらの反社会的勢力排除に関する基本方針を実現するための体制整備を図る。

当社は、上記に定めた手続きを実施し、整備した体制を継続して運用した。

また、必要に応じて諸規則の改定・周知を行った。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及びその運用状況

当社は、取締役会、常務会等の取締役の職務の執行に係る情報について、社内規則に則り保存し、取締役及び監査役が常時これらの文書を閲覧できる体制を整備する。

当社は、上記の手順に従って、取締役会及び常務会等に係る情報を保存・管理した。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びその運用状況

当社は、中小企業の発行する株式等の取得及びその保有を主たる事業とする。株式はその元本が保証されておらず、特に非上場の中小企業の株式等は、流動性が乏しいこともあり、十分なリスク管理が必要である。

投資に当たっては、全案件について、常勤の取締役及び監査役（以下、「常勤役員」という。）全員が出席する常務会において、幅広い視点からの十分な論議を重ねた上で、その可否、条件を決定する体制とする。

投資先企業の管理に当たっては、常勤役員全員が出席する決算等検討会において1社ごとにその現状分析を行い、当該企業に対する今後の対応方針を議論することで、リスク回避に努める体制とする。

当社は、上記体制に基づき、投資に当たっては常務会を46回開催し、投資先企業の管理に当たっては決算等検討会を37回開催した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及びその運用状況

当社は、既述の、取締役会、常務会、決算等検討会等の日常の業務プロセスを通じて、取締役が投資及び投資先企業の状況等を常時把握して、その職務の執行の効率化を図る体制を構築する。

これに加えて、中期経営計画及び投資育成会社法によりその届出が義務付けられている毎年度の事業計画、資金計画及び収支予算を策定する。事業計画等の期中の実績把握と対応については、常務会において協議したうえで、毎月の取締役会にその進捗状況を報告する。

当社は、上記体制に基づき、常務会及び決算等検討会を既述の回数開催したうえで、取締役会を 11 回開催する等の運営を行った。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、代表取締役が予め指名した総務企画部所属の職員（監査役会スタッフ）に、監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、総務企画部長等の指揮命令を受けない。

また、取締役及び使用人は、監査役会スタッフの業務が円滑に行われるよう、環境の整備に協力し、監査役会スタッフが監査役に同行して各種重要な会議に参加する機会を確保する。

当社は、監査役会スタッフを設置している。取締役及び使用人は、監査役会（12 回開催）への参加等の当該監査役会スタッフの業務が円滑に行われるよう、環境の整備に協力した。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその運用状況

常勤の監査役は、既述のとおり、取締役会だけでなく、日常の業務運営に係る常務会、決算等検討会等に参加する。こうした機会を通じて、常勤の監査役を経由して日常的に、監査役会に報告が行われる体制とする。

加えて、取締役及び使用人は、常勤監査役を通じて監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する体制とする。

上記体制の実現のため、常勤の監査役は、既述の常務会及び決算等検討会等に参加した。加えて、取締役及び使用人は内部通報制度の適切な運用を確保した。

(7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその運用状況

当社は、内部通報制度による報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報に関する規程に不利益取扱いの禁止を定める。

当社は、上記の定めについて社内周知し徹底している。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

当社は、上記に定めた事項のとおり運用した。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及びその運用状況

当社は、随時、監査役からの要請に応じて、代表取締役社長、総務企画部担当取締役との意見交換会を開催するものとする。

当社は、上記の意見交換会を開催した。

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I	流 動 資 産	22,617,720	I	流 動 負 債	2,406,381
	現金及び預金	12,452,414		未払法人税等	1,818,076
	有価証券	10,000,794		預り金	26,284
	未収入金	73,688		役員賞与引当金	36,410
	その他	90,823		賞与引当金	61,472
				従業員貯蓄金	260,366
				その他	203,771
II	固 定 資 産	114,129,785			
1.	有形固定資産	5,215,765	II	固 定 負 債	13,124,739
	建物	1,726,920		リース債務	9,953
	構築物	995		繰延税金負債	12,587,148
	器具備品	33,431		役員退職慰労引当金	50,573
	リース資産	12,668		退職給付引当金	457,645
	土地	3,316,151		長期預り金	19,420
	建設仮勘定	125,600			
2.	無形固定資産	70,999		負 債 合 計	15,531,121
	借地権	21,611		(純 資 産 の 部)	
	ソフトウェア	39,989	I	株 主 資 本	93,660,253
	ソフトウェア仮勘定	8,283	1.	資 本 金	6,673,400
	電話加入権	1,115			
3.	投資その他の資産	108,843,020	2.	利益剰余金	86,986,853
(1)	投資育成有価証券	85,275,474	(1)	利益準備金	1,668,350
	投資育成株式（非上場）	46,100,789			
	投資育成株式（上場）	41,952,714	(2)	その他利益剰余金	85,318,503
	投資育成新株予約権付社債	773,000	1.	配当平準積立金	1,500,000
	投資損失引当金	▲ 3,551,028	2.	別途積立金	75,250,000
			3.	繰越利益剰余金	8,568,503
(2)	その他	23,567,546			
	その他有価証券	23,153,818	II	評価・換算差額等	27,556,130
	従業員貯蓄金引当金銭信託	337,000	1.	その他有価証券評価差額金	27,556,130
	前払年金費用	47,581			
	その他	29,145			
				純 資 産 合 計	121,216,384
				負債及び純資産合計	136,747,506
	資 産 合 計	136,747,506			

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営 業 収 益		
投資育成株式配当金	4,639,569	
投資育成新株予約権付社債利息	12,401	
投資育成株式売却益	8,327,209	
経営指導料	75,378	13,054,560
II 営 業 費 用		
一般管理費	2,484,534	
経営指導委託報酬等	52,237	
投資育成株式売却関係費	242,145	
投資損失引当金繰入額	69,483	2,848,401
営 業 利 益		10,206,158
III 営 業 外 収 益		
受取利息	13,009	
有価証券利息	74,144	
受取配当金	20,687	
事務所賃貸収入	81,898	
雑収入	24,021	213,762
IV 営 業 外 費 用		
雑損失	13,417	13,417
経 常 利 益		10,406,503
V 特 別 損 失		
固定資産除却損	11,271	11,271
税 引 前 当 期 純 利 益		10,395,232
法人税、住民税及び事業税	2,367,179	
法人税等調整額	▲ 48,406	2,318,773
当 期 純 利 益		8,076,458

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔自 令和 6 年 4 月 1 日〕
〔至 令和 7 年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
			配当平準 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
令和6年4月1日 残高	6,673,400	1,668,350	1,500,000	71,750,000	4,371,448	79,289,798	85,963,198	31,285,098	31,285,098	117,248,297
事業年度中 の変動額										
配当平準 積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金 の積立	-	-	-	3,500,000	▲ 3,500,000	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	▲ 379,404	▲ 379,404	▲ 379,404	-	-	▲ 379,404
当期純利益	-	-	-	-	8,076,458	8,076,458	8,076,458	-	-	8,076,458
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	▲ 3,728,967	▲ 3,728,967	▲ 3,728,967
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	3,500,000	4,197,054	7,697,054	7,697,054	▲ 3,728,967	▲ 3,728,967	3,968,087
令和7年3月31日 残高	6,673,400	1,668,350	1,500,000	75,250,000	8,568,503	86,986,853	93,660,253	27,556,130	27,556,130	121,216,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）

並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期末負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に定める当期末要支給額相当額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

投資損失引当金……投資育成株式（非上場）及び投資育成新株予約権付社債の投資に係る損失に備えるため、当該企業の財政状態等を勘案し、当社所定の基準により計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

投資損失引当金 3,551,028 千円

投資損失引当金は、投資育成株式（非上場）及び投資育成新株予約権付社債に対して、投資先企業の収益見通しとそれに基づく配当利回りの評価、並びに当該収益見通しに基づく有利子負債の返済能力等の定量的な評価を行い、一定の基準に達しない投資先について将来発生する損失を見積り計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,936,221 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	632,340 株	— 株	— 株	632,340 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和6年6月18日 定時株主総会	普通株式	379,404千円	利益剰余金	600 円	令和6年3月31日	令和6年6月19日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度後となるもの

次の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和7年6月17日 定時株主総会	普通株式	379,404千円	利益剰余金	600 円	令和7年3月31日	令和7年6月18日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

投資損失引当金	1,119,284 千円
投資育成株式評価損	208,059 千円
退職給付引当金	144,249 千円
その他	170,159 千円
小計	1,641,753 千円

評価性引当額	▲1,540,396 千円
--------	---------------

繰延税金資産合計	101,356 千円
----------	------------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	12,673,507 千円
その他	14,997 千円
繰延税金負債合計	12,688,505 千円

繰延税金負債の純額	12,587,148 千円
-----------	---------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、中小企業の発行する株式等の取得及びその保有を主たる事業として行っております。投資はすべて自己資金で行っており、借入等による資金調達はありません。また、投資資金を回収して得られた余資については、資金の流動性及び安全性の確保と運用収益獲得のバランスを図りながら、預金や有価証券（公社債、株式等）で運用を行っております。

②金融商品の内容及びリスク

投資育成有価証券は、中小企業投資育成株式会社法第5条第1項各号並びに同法の特例を規定したその他の法令に基づいて引受又は取得した中堅・中小企業の株式、社債等であり、投資回収が不能となるリスクに晒されています。

有価証券及びその他有価証券は、公社債、上場株式、金銭信託等であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスクの管理

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としております。

投資育成有価証券は、モニタリングを定期的に行うことにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

上場株式は、発行体の信用リスクが低く安定配当が期待できる銘柄のみを対象としております。

ロ) 市場リスクの管理

投資育成株式（上場）及び上場株式に関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	10,000,794	9,968,140	▲32,654
(2) その他有価証券			
① 満期保有目的の債券	22,700,000	22,424,845	▲275,155
② 上場株式	10,474	10,474	—
③ 特定金外信託	257,187	257,187	—
(3) 投資育成有価証券			
① 投資育成株式（上場）	41,952,714	41,952,714	—
(4) 従業員貯蓄金引当金銭信託	337,000	337,000	—
資産計	75,258,170	74,950,360	▲307,809
(1) 従業員貯蓄金	260,366	260,366	—
負債計	260,366	260,366	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 有価証券

償還期限まで1年以内の満期保有目的の公社債であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) その他有価証券

①満期保有目的の債券

取引金融機関から提示された価格によっております。

②上場株式

取引所の価格によっております。

③特定金外信託

金外信託全体の時価情報を記載しております。

(3) 投資育成株式（上場）

取引所の価格によっております。

(4) 従業員貯蓄金引当金銭信託

金銭の信託全体の時価情報を記載しております。

負債

(1) 従業員貯蓄金

要求払預金であるため、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注 2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式等	186,157
投資育成有価証券	
投資育成株式（非上場）	46,100,789
投資育成新株予約権付社債	773,000
投資損失引当金	▲3,551,028

7. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額 191,694 円 94 銭

(2) 一株当たり当期純利益 12,772 円 33 銭

会計監査人の監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月7日

東京中小企業投資育成株式会社

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

加賀美 弘明

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

寺田 聡司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京中小企業投資育成株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま

でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 62 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務分担等の監査計画に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と情報交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月12日

東京中小企業投資育成株式会社 監査役会

常勤監査役 丸山 孝 則 ㊞

監査役 石 田 徹 ㊞

監査役 竹 本 雅 則 ㊞

(注) 監査役丸山孝則、監査役石田徹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

投資の概況

■ 最近4期の投資実績

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(当期)	
		社数	金額 百万円	社数	金額 百万円	社数	金額 百万円	社数	金額 百万円
新規投資	株 式	43	1,861	48	1,750	43	1,505	27	865
	新株予約権付 社債など	6	147	7	402	2	112	3	179
	小 計	49	2,008	55	2,152	45	1,618	30	1,044
再 投 資		24	344	21	280	20	274	21	1,092
合 計		73	2,353	76	2,433	65	1,893	51	2,137

(注1) 金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

■ 投資残高(令和7年3月31日現在)

	投資残高	
	社数	金額 百万円
株 式	1,189	47,853
新株予約権付 社債など(注1)	12	773
合 計	1,201	48,626

(注1) 新株予約権、新株予約権付社債等による投資残高を記載しております。

(注2) 金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

(注3) 上記残高金額では、投資育成株式(上場)を時価評価していません。

■ 投資社数累計(令和7年3月31日現在)

累計 2,554社

地域別

北海道 122社	東北 6県 217社	関東6県 600社	東 京 都 1,169社	山梨、長野、 新潟、静岡4県 他 446社
-------------	----------------------	------------------	---------------------	--------------------------------

■ 会社概要

- ・ 商号 東京中小企業投資育成株式会社
- ・ 本社所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 22 号
TEL. 03-5469-1811 FAX. 03-5469-5875
URL.<https://www.sbic.co.jp/>
- ・ 代表者 代表取締役社長 安藤 久佳
- ・ 設立 昭和 38 年 11 月 15 日
- ・ 資本金 66 億 7,340 万円
- ・ 沿革 昭和 38 年 東京都中央区にて営業を開始
昭和 48 年 投資先から第 1 号上場企業が誕生
平成 10 年 東京都渋谷区に本社ビルを竣工し、移転
平成 14 年 株式上場を達成した投資先社数が累計 50 社を突破
平成 17 年 累計投資先社数が 1,500 社を突破
平成 25 年 累計投資先社数が 2,000 社を突破
令和 5 年 累計投資先社数が 2,500 社を突破
- ・ 株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
問い合わせ先 証券代行部 TEL. 0120-232-711 (フリーダイヤル)

■ 姉妹会社の概要

名古屋中小企業投資育成株式会社

- ・ 本社所在地 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 16 番 30 号
東海ビルディング 7 階
TEL. 052-581-9541 FAX. 052-583-8501
URL.<https://www.sbic-cj.co.jp/>

大阪中小企業投資育成株式会社

- ・ 本社所在地 〒530-6128 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号 中之島ダイビル 28 階
TEL. 06-6459-1700 FAX. 06-6459-1703
URL.<https://www.sbic-wj.co.jp/>